

届出排出量・移動量の経年変化の概要について

化管法に基づき事業者から届出のあった平成22年度の排出量及び移動量について、前年度までの集計結果※と比較した結果は以下のとおりです。

なお、平成13、14年度届出分については、届出事業所の対象化学物質の取扱量要件が5トンであることに留意する必要があります（平成15年度届出分から取扱量要件は1トンに引き下げ等）。

※平成13年度から21年度データについては、昨年2月の公表後に変更された届出事項を反映して集計した結果を用いています。

(1) 届出状況

届出のあった全国の事業所総数は、22年度は36,491事業所となり、前年度と比べて減少しています。また、電子情報処理組織による届出の占める割合が増加傾向にあり、今年度は全届出数の半数を超えました。

表 1. 届出方法別にみた届出状況（（）内は全届出に占める割合）

届出方法	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
紙による届出		32,293	31,221	35,037	27,236	24,919	23,661	22,410	20,995	18,756	16,655
		(92.7%)	(90.5%)	(85.2%)	(67.3%)	(60.7%)	(57.3%)	(54.5%)	(52.8%)	(48.9%)	(45.6%)
磁気ディスクによる届出		2,061	2,021	2,517	1,563	1,267	1,193	1,018	794	671	567
		(5.9%)	(5.9%)	(6.1%)	(3.9%)	(3.1%)	(2.9%)	(2.5%)	(2.0%)	(1.7%)	(1.6%)
電子情報処理組織による届出		466	1,255	3,560	11,647	14,841	16,451	17,687	17,995	18,941	19,269
		(1.3%)	(3.6%)	(8.7%)	(28.8%)	(36.2%)	(39.8%)	(43.0%)	(45.2%)	(49.4%)	(52.8%)
合計		34,820	34,497	41,114	40,446	41,027	41,305	41,115	39,784	38,368	36,491

(2) 届出排出量・移動量

化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された276物質（以下「継続物質」という。）の総届出排出量・移動量は334千トンで、前年度と比較して約0.8%減少しました。継続物質の総排出量は164千トン（同比5.6%減少）、総移動量は170千トン（同比4.4%増加）でした。

また、新規対象化学物質（186物質）の総届出排出量・移動量は47千トンで、平成21年度に届出のあった削除物質（73物質）の届出排出量・移動量は12千トン（全届出排出量・移動量の約3.5%）でした。

（参考）対象化学物質の見直しに伴うデータの扱いについて

現行の第一種指定化学物質462物質のうち、新たに第一種指定化学物質になった186物質を「新規対象化学物質」、政令改正の前後で継続して第一種指定化学物質として指定されている276物質を「継続物質」として扱うこととしました。また、従前の第一種指定化学物質354物質のうち、政令改正により第一種指定化学物質から外れた73物質を「削除物質」としました。

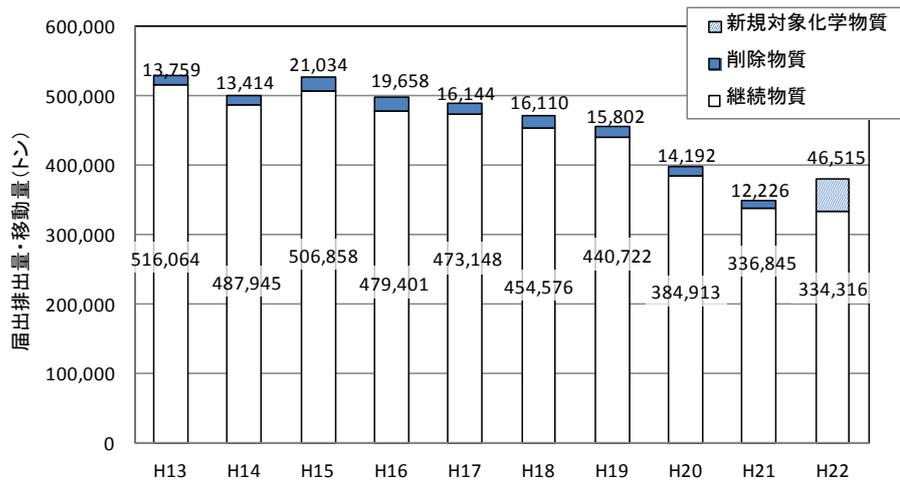
なお、継続物質のうち、政令改正前後で統合・分割された物質及び対象となる物質の範囲が拡大・縮小された物質に関する政令改正前後の排出量等の継続性の考え方は、以下のとおりとしました。

- ①政令改正後に統合された対象化学物質（「クロロアニリン」及び「フェニレンジアミン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と完全に対応するものとして

扱う。

- ②政令改正後に分割された対象化学物質（「鉛」、「鉛化合物」）の排出量等を合計した数値は、政令改正前の対象化学物質（「鉛及びその化合物」）の排出量等と完全に対応するものとして扱う。ただし、政令改正後の対象化学物質の「鉛」または「鉛化合物」の排出量等と政令改正前の対象化学物質の「鉛及びその化合物」の排出量等を比較する際は、対象化学物質の範囲が異なることを明示する。
- ③政令改正後に対象範囲が拡大または縮小された対象化学物質（「アクリル酸及びその水溶性塩」、「トリレンジイソシアネート」、「トルエンジアミン」、「バナジウム化合物」、「ほう素化合物」）の排出量等は、対応する政令改正前の対象化学物質の排出量等と同一とみなす。
- ④政令改正後に対象範囲が拡大されて統合された対象化学物質（「ジクロロベンゼン」及び「トルイジン」）の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と同一とみなす。

図 1. 届出排出量・移動量の経年変化



※平成 15 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業所（平成 14 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業所が対象）について排出量等の届出が開始。
 ※平成 22 年度から対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更され、医療業が対象業種へ追加。

表 2. 届出排出量・移動量の推移（継続物質）

排出先		届出排出量・移動量の経年変化(継続物質)									
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
排出量 (トン/年)	大気	277,022 (279,876)	253,365 (256,143)	249,240 (251,915)	232,325 (234,562)	225,377 (227,405)	216,618 (218,547)	209,579 (211,391)	178,882 (180,569)	154,390 (155,797)	147,510 (146,820)
	公共用水域	10,505 (12,704)	10,503 (12,148)	11,489 (12,647)	10,186 (11,243)	9,841 (10,749)	9,427 (10,125)	9,291 (9,918)	8,897 (9,500)	7,981 (8,506)	8,288 (8,749)
	土壌	49 (234)	44 (299)	7 (250)	4 (252)	4 (234)	27 (166)	110 (344)	153 (381)	128 (463)	108 (118)
	埋立	20,451 (20,451)	22,429 (22,429)	27,290 (27,290)	24,511 (24,511)	22,175 (22,175)	17,906 (17,906)	14,201 (14,201)	9,854 (9,854)	11,125 (11,125)	8,034 (8,045)
	合計	308,027 (313,265)	286,340 (291,019)	288,027 (292,102)	267,026 (270,568)	257,396 (260,564)	243,977 (246,744)	233,181 (235,854)	197,787 (200,303)	173,623 (175,890)	163,940 (162,732)
移動量 (トン/年)	廃棄物	204,486 (212,585)	198,969 (207,362)	216,146 (232,691)	209,914 (225,644)	213,575 (226,199)	208,728 (221,771)	206,099 (218,922)	185,922 (197,356)	162,047 (171,774)	169,175 (196,386)
	下水道	3,552 (3,973)	2,636 (2,977)	2,686 (3,100)	2,460 (2,847)	2,176 (2,529)	1,870 (2,170)	1,442 (1,748)	1,204 (1,446)	1,174 (1,407)	1,201 (1,713)
	合計	208,037 (216,559)	201,605 (210,339)	218,832 (235,791)	212,375 (228,491)	215,752 (228,728)	210,598 (223,941)	207,541 (220,670)	187,126 (198,801)	163,221 (173,181)	170,376 (198,100)
届出排出量・移動量合計 (トン/年)		516,064 (529,824)	487,945 (501,359)	506,858 (527,893)	479,401 (499,059)	473,148 (489,292)	454,576 (470,685)	440,722 (456,524)	384,913 (399,105)	336,845 (349,071)	334,316 (380,831)

※表中 () 内の数値は、総届出排出量・移動量の合計 (トン/年)

(3) 化学物質の種類別の届出排出量・移動量

継続物質 276 物質のうち届出があった 266 物質を対象として集計した化学物質の種類別の届出排出量・移動量を以下に示します。

①届出排出量・移動量の上位 10 物質

届出排出量・移動量の上位 10 物質は表 3 のとおりです。上位 7 物質の順位は前年度と同様の結果となっています。

表 3. 平成 22 年度届出排出量・移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		届出排出量・移動量合計(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	300	トルエン	178,025	169,583	170,153	158,685	161,098	156,513	151,772	128,836	113,381	106,417
2	80	キシレン	65,339	59,419	61,379	59,629	57,731	56,944	55,313	48,794	41,857	40,551
3	412	マンガン及びその化合物	23,953	29,265	32,581	32,127	32,101	31,926	31,437	28,983	24,331	24,039
4	186	塩化メチレン	37,537	33,725	34,250	32,115	33,304	30,374	28,443	25,502	21,883	21,939
5	53	エチルベンゼン	12,555	12,840	16,618	17,186	19,052	19,855	20,815	19,034	17,103	17,714
6	87	クロム及び三価クロム化合物	13,541	12,853	14,635	13,846	12,159	12,468	12,378	12,547	9,886	10,427
7	232	N, N-ジメチルホルムアミド	16,298	13,425	15,512	15,331	14,636	12,927	13,577	12,335	9,970	9,839
8	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	10,425	10,202	10,622	8,070	6,755	5,953	6,218	7,769	7,184	7,848
9	305	鉛化合物	17,560	16,751	17,626	16,644	16,473	17,239	13,829	8,686	8,087	7,245
10	405	ほう素化合物	4,031	4,272	5,143	5,133	5,415	5,748	5,419	6,108	6,341	6,675
上位10物質の合計			379,264	362,335	378,519	358,766	358,724	349,947	339,201	298,594	260,023	252,694
合計			516,064	487,945	506,858	479,401	473,148	454,576	440,722	384,913	336,845	334,316

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：ノルマルヘキサン：17,914 トン/年、塩化第二鉄：12,261 トン/年

※「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

②届出排出量の上位 10 物質

届出排出量の上位 10 物質は表 4 のとおりです。上位 9 物質の構成は前年度と同じですが、5 番目以下の順位が入れ替わっています。

表 4. 平成 22 年度届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		排出量合計(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	300	トルエン	132,569	122,915	119,285	109,900	106,459	102,984	99,050	82,963	70,943	63,396
2	80	キシレン	52,392	47,521	48,547	46,615	44,867	44,252	43,320	38,245	32,477	31,466
3	53	エチルベンゼン	9,159	9,982	12,852	13,932	15,267	16,052	16,514	15,332	13,745	14,384
4	186	塩化メチレン	27,571	25,746	24,902	22,420	22,691	20,088	18,889	15,748	13,483	14,133
5	318	二硫化炭素	7,078	4,997	5,056	4,942	4,259	4,360	4,513	4,086	3,959	4,203
6	305	鉛化合物	9,253	9,556	9,963	8,575	8,267	8,974	6,547	2,925	3,609	3,623
7	281	トリクロロエチレン	6,346	6,045	5,782	5,006	5,168	4,835	4,585	3,742	3,333	3,373
8	405	ほう素化合物	2,258	2,504	3,039	3,026	3,156	3,211	3,207	3,096	2,961	3,154
9	412	マンガン及びその化合物	4,792	4,504	8,724	8,590	7,071	6,800	6,237	6,484	6,247	2,789
10	240	スチレン	4,645	4,052	3,812	3,436	3,356	2,925	3,000	2,400	2,148	2,346
上位10物質の合計			256,063	237,822	241,962	226,442	220,561	214,481	205,862	175,021	152,905	142,867
合計			308,027	286,340	288,027	267,026	257,396	243,977	233,181	197,787	173,623	163,940

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：ノルマルヘキサン：12,681 トン/年、1, 2, 4-トリメチルベンゼン：2,412 トン/年

※「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

1) 大気への届出排出量の上位 10 物質

大気への届出排出量の上位 10 物質は表 5 のとおりです。前年度 10 番目のテトラクロロエチレンに替わって、1, 3, 5-トリメチルベンゼンが入っています。また、上位 9 物質の構成は前年度と同じですが、7 番目のスチレンと 8 番目の N, N-ジメチルホルムアミドが入れ替わっています。

表 5. 平成 22 年度大気への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		大気への届出排出量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	300	トルエン	132,440	122,796	119,189	109,813	106,381	102,924	98,948	82,923	70,909	63,347
2	80	キシレン	52,356	47,492	48,509	46,568	44,830	44,199	43,283	38,232	32,468	31,457
3	53	エチルベンゼン	9,157	9,980	12,848	13,931	15,265	16,042	16,507	15,330	13,743	14,381
4	186	塩化メチレン	27,550	25,724	24,887	22,405	22,680	20,077	18,881	15,740	13,477	14,128
5	318	二硫化炭素	6,938	4,905	4,953	4,843	4,181	4,273	4,409	4,000	3,882	4,138
6	281	トリクロロエチレン	6,341	6,042	5,777	5,003	5,165	4,832	4,582	3,740	3,331	3,371
7	240	スチレン	4,594	4,005	3,803	3,432	3,348	2,918	2,995	2,395	2,142	2,342
8	232	N, N-ジメチルホルムアミド	6,040	4,614	3,932	4,039	4,023	4,343	4,369	3,434	2,557	2,088
9	128	塩化メチル	4,403	3,867	3,766	3,541	2,270	1,987	1,834	1,639	1,686	1,639
10	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1,115	1,104	1,339	1,610	1,699	1,575	1,540	1,279	1,103	1,247
上位10物質の合計			250,934	230,529	229,003	215,185	209,842	203,170	197,348	168,712	145,298	138,138
合計			277,022	253,365	249,240	232,325	225,377	216,618	209,579	178,882	154,390	147,510

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：ノルマル-ヘキサン：12,666 トン/年、1, 2, 4-トリメチルベンゼン：2,411 トン/年

2) 公共用水域への届出排出量の上位 10 物質

公共用水域への届出排出量の上位 10 物質は表 6 のとおりです。上位 4 物質の構成は前年度と同じですが、5 番目以下の物質が入れ替わっており、9 番目に N, N-ジメチルホルムアミド、10 番目に 1, 4-ジオキサンが入っています。

表 6. 平成 22 年度公共用水域への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		公共用水域への届出排出量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	405	ほう素化合物	2,130	2,392	2,886	2,874	3,012	3,071	3,092	2,982	2,875	3,041
2	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	3,258	2,983	3,011	2,743	2,640	2,401	2,490	2,480	2,279	2,237
3	412	マンガン及びその化合物	1,039	1,085	1,052	1,011	817	875	832	826	703	732
4	1	亜鉛の水溶性化合物	652	580	655	650	616	594	596	600	582	612
5	245	チオ尿素	115	180	242	186	155	155	154	171	95	153
6	76	ε-カプロラクタム	200	205	179	158	235	138	173	265	144	136
7	407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	226	220	240	209	185	185	158	132	100	120
8	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	123	111	126	112	111	102	115	117	88	113
9	232	N, N-ジメチルホルムアミド	301	614	833	306	310	214	193	123	69	101
10	150	1, 4-ジオキサン	23	64	80	67	91	78	67	63	77	68
上位10物質の合計			8,067	8,434	9,304	8,316	8,172	7,813	7,870	7,759	7,012	7,313
合計			10,505	10,503	11,489	10,186	9,841	9,427	9,291	8,897	7,981	8,288

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：N, N-ジメチルアセトアミド：132 トン/年

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

3) 事業所内の土壌への届出排出量の上位 10 物質

土壌への届出排出量の上位 10 物質は表 7 のとおりです。9 番目のキシレン以外の物質については、全て順位が入れ替わっています。1 番目のマンガン及びその化合物、2 番目のクロム及び三価クロム化合物は平成 21 年より減少した一方、その他の上位 10 物質は平成 21 年度より増加しています。

表 7. 平成 22 年度事業所内の土壌への届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所内の土壌への届出排出量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	412	マンガン及びその化合物	0.02	0.36	0.01	0.43	0.02	0.00	46.04	150.13	97.11	78.20
2	87	クロム及び三価クロム化合物	0.07	0.01	0.15	0.22	0.12	0.11	0.26	0.79	28.07	23.11
3	300	トルエン	0.18	0.10	0.40	0.75	0.22	2.01	46.51	0.01	0.02	2.22
4	181	ジクロロベンゼン	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	1.70	1.80	1.80
5	232	N, N-ジメチルホルムアミド	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.04	0.02	0.03	0.02	1.11
6	332	砒素及びその無機化合物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.64
7	260	クロタロニル	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.16	0.16	0.15	0.09	0.24
8	1	亜鉛の水溶性化合物	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.03	0.04	0.14
9	80	キシレン	0.37	0.13	0.33	0.53	0.05	14.02	9.62	0.06	0.07	0.10
10	31	アンチモン及びその化合物	0.01	0.00	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.04	0.03	0.06
		上位10物質の合計	0.67	0.60	0.94	2.01	0.56	16.40	102.69	152.94	127.25	107.62
		合計	48.50	43.72	7.46	4.08	3.55	27.03	109.93	153.39	127.77	107.77

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：メチルナフタレン：7.46 トン/年、N, N-ジメチルアセトアミド：2.5 トン/年

4) 事業所内の埋立処分の届出排出量の上位 10 物質

埋立処分の届出排出量の上位 10 物質は表 8 のとおりです。前年度 1 番目のマンガン及びその化合物の届出排出量が大きく減少し、前年度 2 番目の鉛化合物（前年度は「鉛及びその化合物」と入れ替わっています）。

表 8. 平成 22 年度事業所内の埋立処分の届出排出量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所内の埋立処分の届出排出量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	305	鉛化合物	9,165	9,484	9,885	8,496	8,217	8,931	6,506	2,892	3,582	3,598
2	412	マンガン及びその化合物	3,716	3,387	7,633	7,545	6,214	5,887	5,319	5,463	5,409	1,925
3	332	砒素及びその無機化合物	5,983	7,148	6,468	6,144	5,782	1,295	1,000	849	1,001	1,123
4	309	ニッケル化合物	136	110	121	159	142	39	29	27	302	428
5	31	アンチモン及びその化合物	1	1,201	1,011	1,064	1,128	1,256	889	311	316	307
6	87	クロム及び三価クロム化合物	593	489	370	448	248	54	44	20	121	241
7	304	鉛	9,165	9,484	9,885	8,496	8,217	8,931	6,506	2,892	3,582	200
8	75	カドミウム及びその化合物	155	119	146	119	117	85	72	79	86	160
9	1	亜鉛の水溶性化合物	12	74	1,537	178	263	282	281	161	262	119
10	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	27	0	16	18	23	42	31	17	21	89
		上位10物質の合計	28,953	31,496	37,072	32,667	30,351	26,802	20,677	12,711	14,682	8,189
		合計	20,451	22,429	27,290	24,511	22,175	17,906	14,201	9,854	11,125	8,034

※「鉛」と「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

③届出移動量の上位 10 物質

届出移動量の上位 10 物質は表 9 のとおりです。上位 9 物質の構成は前年度と同じですが、6 番目以下の物質の順位が入れ替わっています。また、10 番目にほう素化合物が入っています。4 番目のキシレン及び 5 番目の塩化メチレンは平成 21 年度より減少しており、その他の物質は平成 21 年度より増加しています。

表 9. 平成 22 年度届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		移動量合計(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	300	トルエン	45,456	46,668	50,868	48,785	54,639	53,529	52,722	45,872	42,438	43,021
2	412	マンガン及びその化合物	19,161	24,761	23,857	23,538	25,031	25,126	25,200	22,499	18,084	21,250
3	87	クロム及び三価クロム化合物	12,868	12,309	14,212	13,353	11,868	12,370	12,292	12,490	9,709	10,172
4	80	キシレン	12,947	11,897	12,832	13,013	12,864	12,692	11,993	10,549	9,381	9,085
5	186	塩化メチレン	9,966	7,979	9,348	9,695	10,613	10,287	9,554	9,753	8,400	7,806
6	232	N, N-ジメチルホルムアミド	9,957	8,196	10,747	10,986	10,303	8,370	9,016	8,779	7,345	7,648
7	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	6,456	6,707	7,411	4,938	3,999	3,448	3,618	5,163	4,820	5,505
8	1	亜鉛の水溶性化合物	6,880	5,557	5,208	5,098	4,946	5,218	5,240	4,933	4,433	4,372
9	305	鉛化合物	8,307	7,195	7,663	8,069	8,205	8,265	7,281	5,761	4,477	3,622
10	405	ほう素化合物	1,773	1,768	2,105	2,107	2,259	2,537	2,212	3,013	3,380	3,521
上位10物質の合計			133,771	133,037	144,251	139,582	144,727	141,842	139,128	128,812	112,467	116,001
合計			208,037	201,605	218,832	212,375	215,752	210,598	207,541	187,126	163,221	170,376

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：塩化第二鉄：12,255 トン/年、ノルマルヘキサン：5,233 トン/年

※「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

1) 事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質

廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質は表 10 のとおりです。上位 9 物質の構成は前年度と同じですが、10 番目にほう素化合物が入っています。6 番目以下の順位が入れ替わっています。

表 10. 平成 22 年度事業所外への廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所外への廃棄物としての届出移動量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	300	トルエン	45,391	46,628	50,829	48,744	54,584	53,486	52,688	45,820	42,407	42,993
2	412	マンガン及びその化合物	19,153	24,755	23,849	23,530	25,024	25,120	25,195	22,495	18,080	21,247
3	87	クロム及び三価クロム化合物	12,857	12,278	14,167	13,333	11,854	12,358	12,280	12,481	9,703	10,170
4	80	キシレン	12,894	11,850	12,807	12,992	12,842	12,668	11,979	10,534	9,370	9,072
5	186	塩化メチレン	9,965	7,971	9,337	9,691	10,611	10,286	9,552	9,753	8,399	7,804
6	232	N, N-ジメチルホルムアミド	9,003	7,248	9,703	9,941	9,333	7,702	8,675	8,530	7,091	7,435
7	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	6,363	6,600	7,276	4,821	3,918	3,371	3,560	5,104	4,781	5,465
8	1	亜鉛の水溶性化合物	6,857	5,539	5,181	5,076	4,920	5,198	5,218	4,915	4,416	4,354
9	305	鉛化合物	8,307	7,195	7,663	8,069	8,205	8,265	7,281	5,761	4,477	3,622
10	405	ほう素化合物	1,755	1,746	2,077	2,076	2,222	2,502	2,183	2,966	3,335	3,460
上位10物質の合計			132,545	131,810	142,889	138,273	143,513	140,956	138,611	128,359	112,059	115,621
合計			204,486	198,969	216,146	209,914	213,575	208,728	206,099	185,922	162,047	169,175

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：塩化第二鉄：12,070 トン/年、ノルマルヘキサン：5,226 トン/年

※「鉛化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

2) 下水道への届出移動量の上位 10 物質

下水道への届出移動量の上位 10 物質は表 11 のとおりです。また前年度 10 番目のアセトニトリルと替わって、8 番目にピペラジン、10 番目にメタクリル酸が入っています。N, N-ジメチルホルムアミドは前年度と同様 1 番目となり、6 番目のエチレンオキシド、7 番目の酸化プロピレン、9 番目のふっ化水素及びその水溶性塩以外の物質は順位が入れ替わっています。

表 11. 平成 22 年度下水道への届出移動量の上位 10 物質の推移

順位	対象物質		事業所外への下水道としての届出移動量(トン/年)									
	物質番号	物質名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1	232	N, N-ジメチルホルムアミド	955	948	1,044	1,045	971	668	341	249	254	213
2	407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	168	149	150	145	132	145	142	118	111	157
3	20	2-アミノエタノール	256	105	133	138	169	186	154	94	91	87
4	411	ホルムアルデヒド	114	93	105	102	88	122	111	107	97	80
5	405	ほう素化合物	18	22	28	31	37	35	28	47	45	61
6	56	エチレンオキシド	51	52	54	45	38	36	48	41	75	52
7	68	酸化プロピレン	28	92	84	92	86	83	83	70	69	52
8	341	ピペラジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
9	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	93	106	135	116	80	76	58	59	40	39
10	415	メタクリル酸	0	11	54	30	40	51	42	23	34	37
上位10物質の合計			1,683	1,578	1,787	1,744	1,641	1,402	1,007	808	816	821
合計			3,552	2,636	2,686	2,460	2,176	1,870	1,442	1,204	1,174	1,201

(参考値) 平成 22 年度から新規に追加された対象化学物質：塩化第二鉄：185 トン/年、N, N-ジメチルアセトアミド：106 トン/年、ペルオキシ二硫酸の水溶性塩：55 トン/年、トリエチルアミン：51 トン/年

※「ほう素化合物」の平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量として「ほう素及びその化合物」のデータを示した。

(4) 業種別の届出排出量・移動量

継続物質 276 物質のうち届出があった 266 物質を対象として集計した業種別の届出排出量・移動量は図2のとおりです。

図2. 業種別の届出排出量・移動量の推移

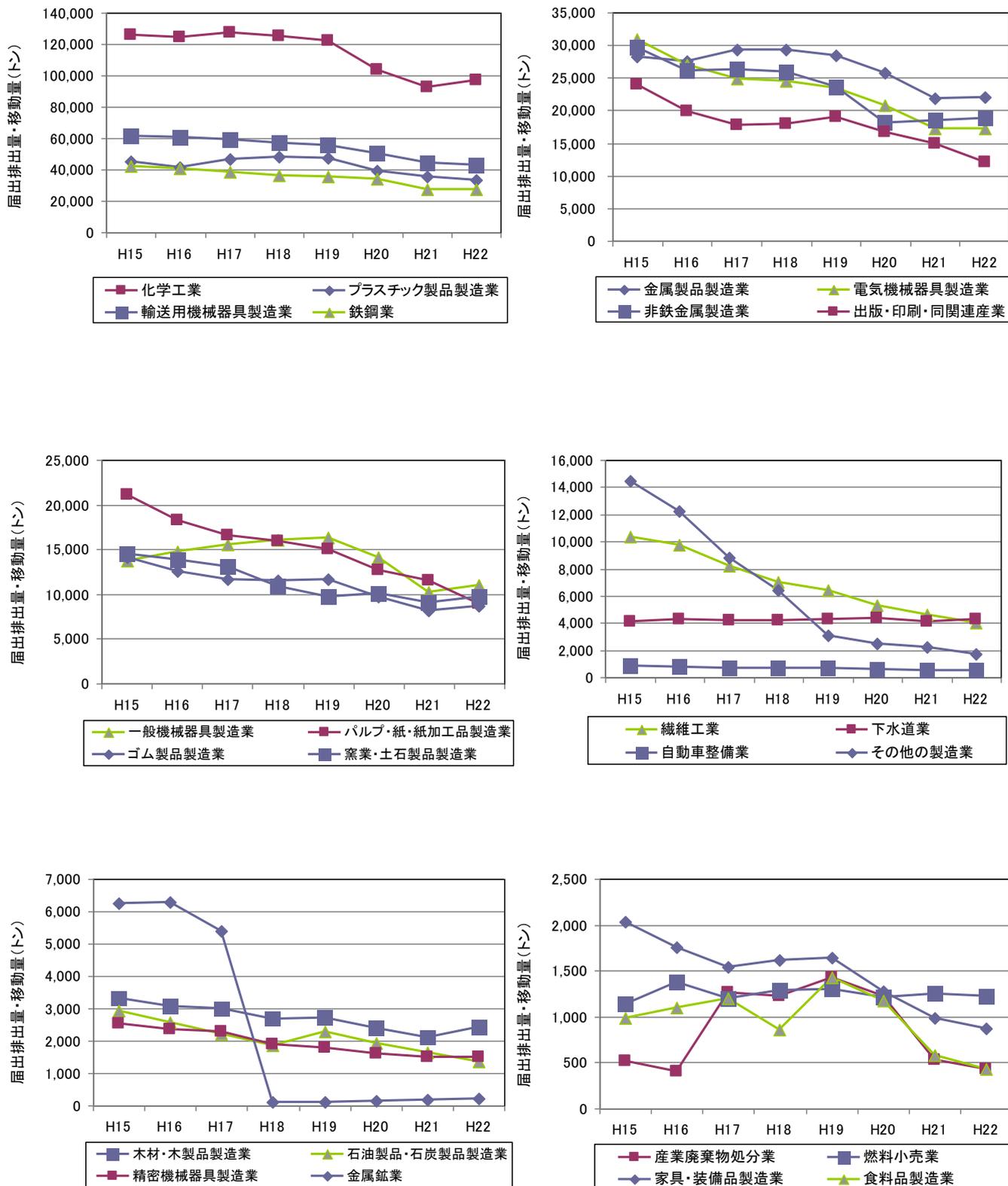
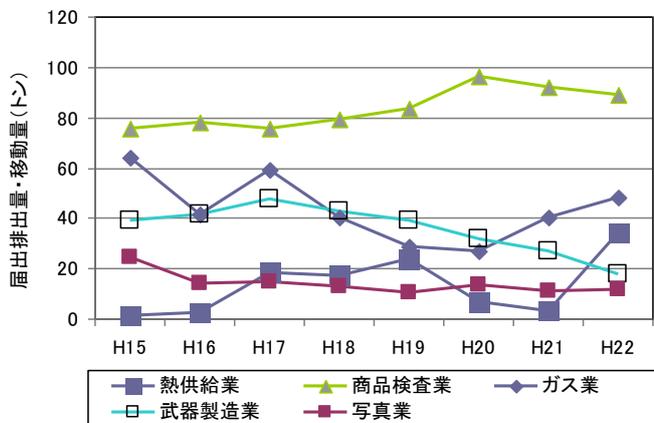
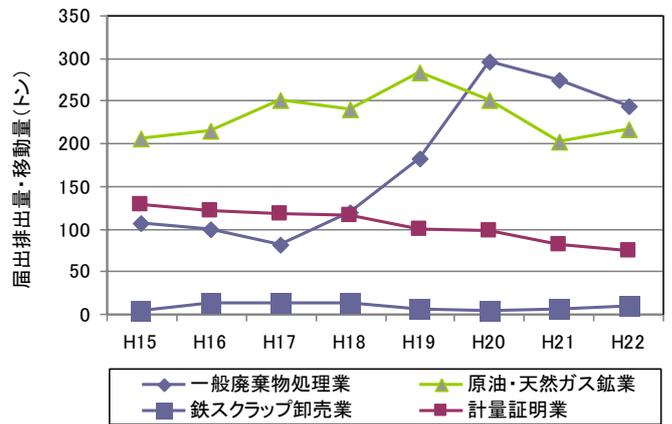
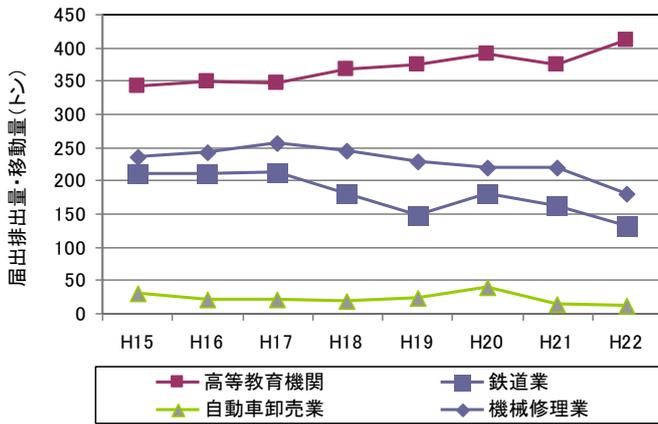
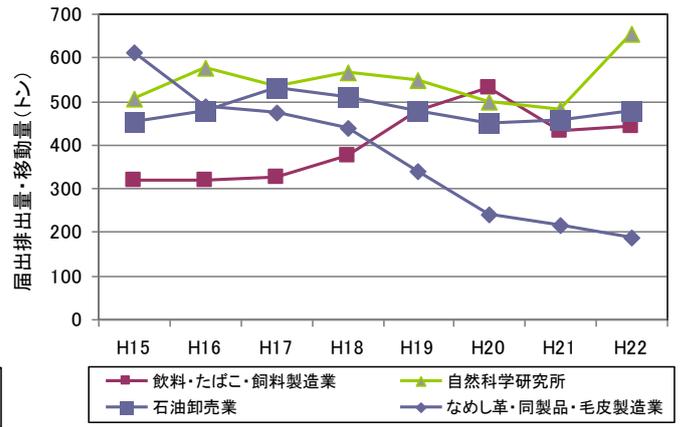
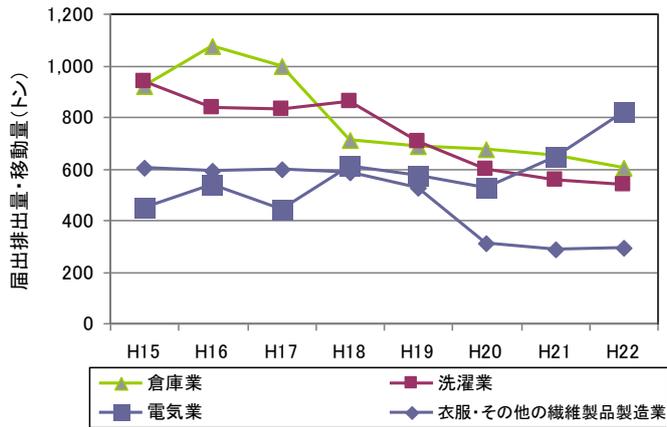


図2. 業種別の届出排出量・移動量の推移(続き)



(5) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量

特定第一種指定化学物質の物質別・排出先別の届出排出量・移動量は図3のとおりです。

今年度から、新たに鉛化合物(物質番号:305)、1, 3-ブタジエン(351)、2-ブロモプロパン(385)、ホルムアルデヒド(411)が特定第一種指定化学物質として届出対象になりました。

図3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移

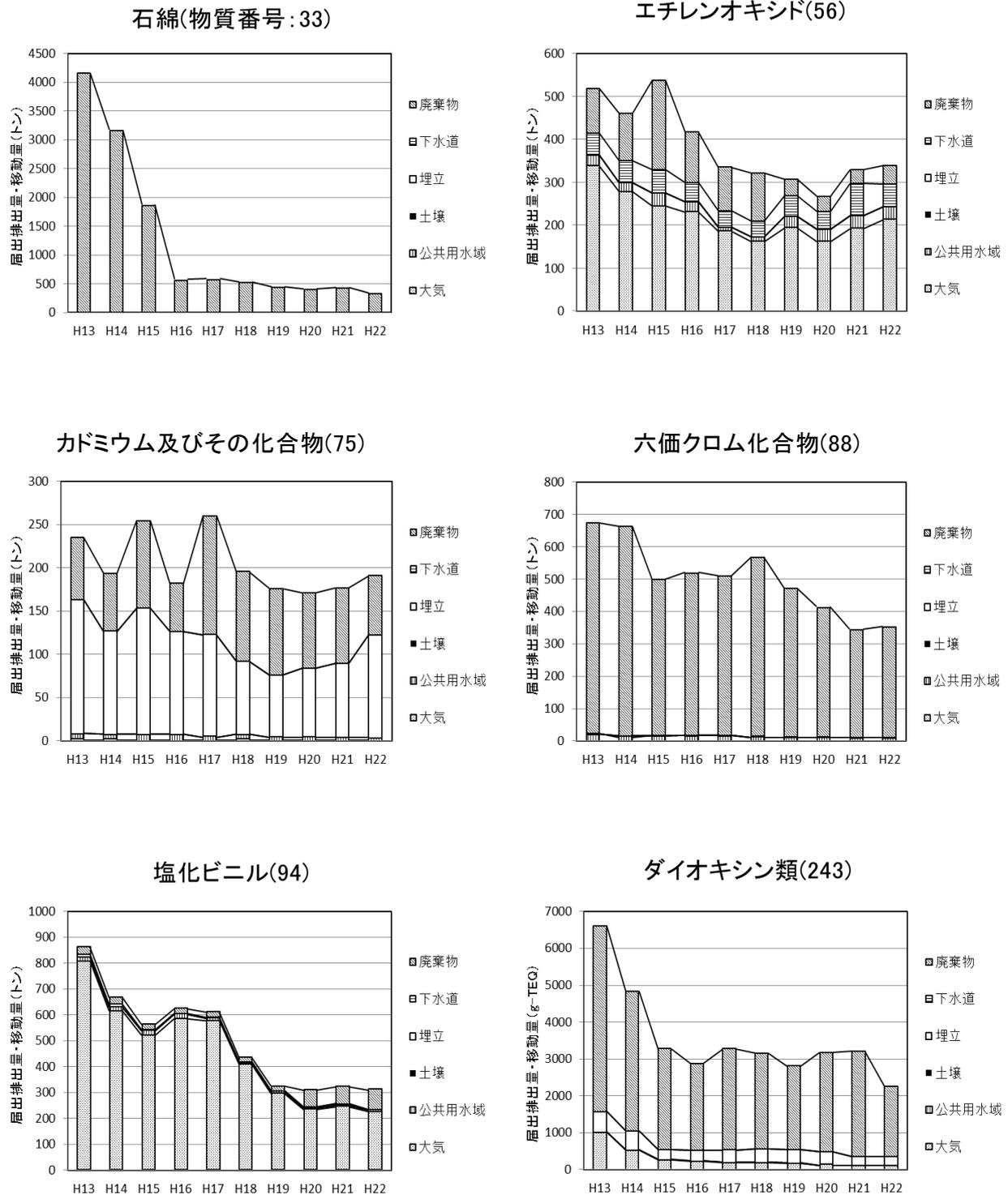
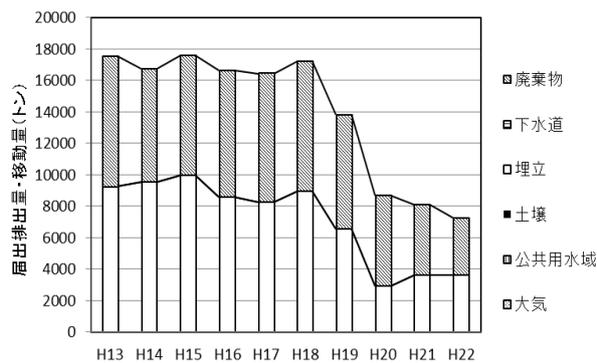
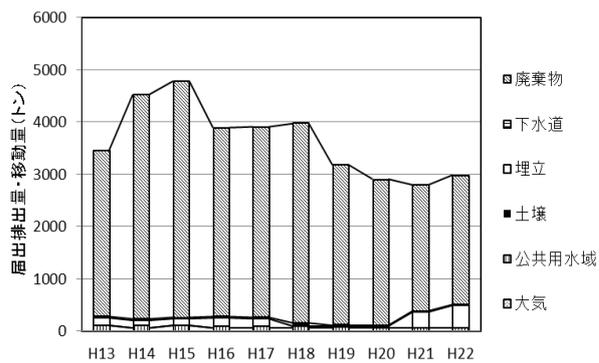


図 3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移(続き)

鉛化合物(305)

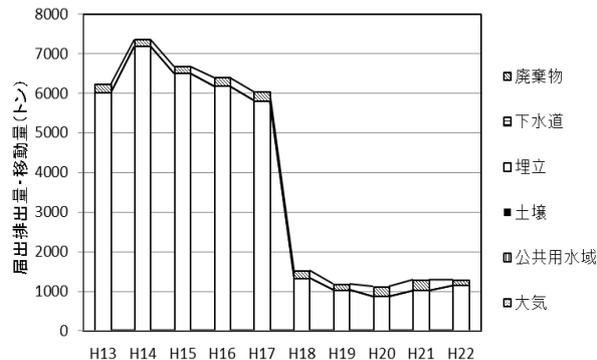


ニッケル化合物(309)

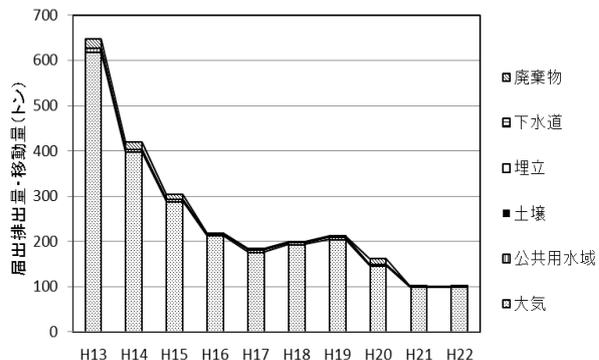


※平成 13 年度から平成 21 年度までの届出排出量・移動量として「鉛及びその化合物」のデータを示した。

砒素及びその無機化合物(332)

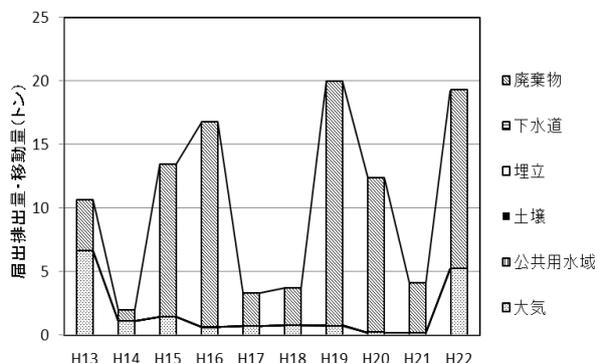


1, 3-ブタジエン(351)

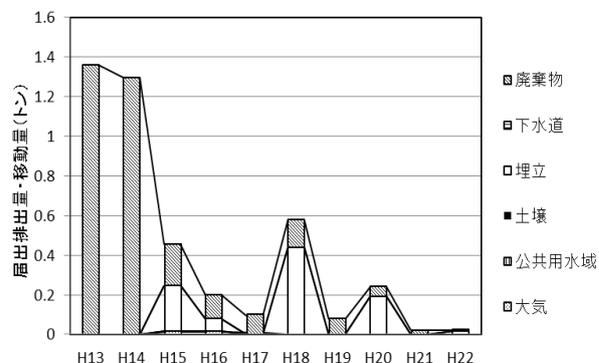


※平成 21 年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が 0.5 トン以上（平成 21 年度までは 1 トン以上）の事業所について排出量等の届出が平成 22 年度から開始。

2-ブロモプロパン(385)



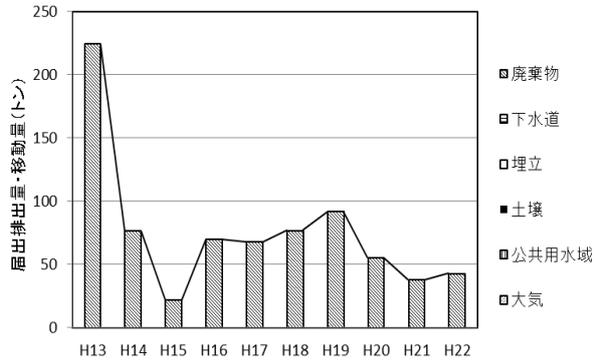
ベリリウム及びその化合物(394)



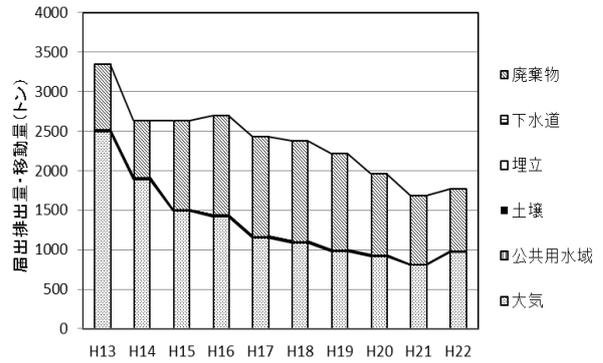
※平成 21 年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が 0.5 トン以上（平成 21 年度までは 1 トン以上）の事業所について排出量等の届出が平成 22 年度から開始。

図 3. 特定第一種指定化学物質の排出先別の届出排出量・移動量の推移(続き)

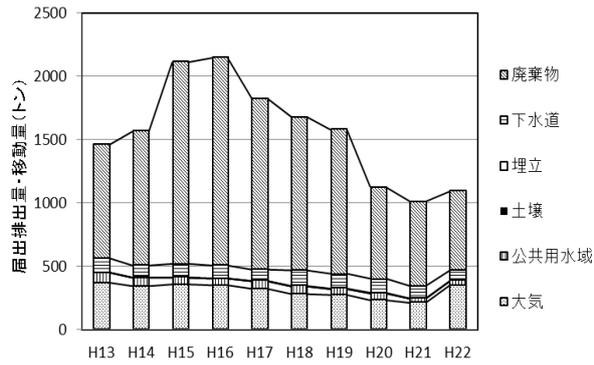
ベンジリジン=トリクロリド(397)



ベンゼン(400)



ホルムアルデヒド(411)



※平成 21 年度から特定第一種指定化学物質となったため、年間取扱量が 0.5 トン以上（平成 21 年度までは 1 トン以上）の事業所について排出量等の届出が平成 22 年度から開始。